

山形県動物愛護管理推進計画

平成20年3月

山形県

発刊にあたり

近年、日本では社会のあり方やその中での人と動物を取り巻く環境が大きく変化し、動物に対する社会の認識や人々の生活における動物の存在意義も大きく様変わりしてきています。飼い犬もかつては番犬などの役割が多かったわけですが、山形県においても都市化や少子高齢化は着実に進んでおり、今日では伴侶動物と言われるように家族の一員、癒しを与えてくれるもの、さらには人生のパートナーとして、人々の生活において重要な位置を占めるようになってきています。

環境省は平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」を改正し、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年10月環境省告示第140号)」に即して、都道府県はそれぞれの区域の動物愛護管理推進計画を定めなければならないと規定しました。

こうした状況を受けて、本県でも今年度、山形県動物愛護管理推進計画策定検討会を設置し、今後取り組むべき施策について検討を進めてきましたが、このたび「山形県動物愛護管理推進計画」としてまとめることができました。この計画は今後10年間の本県の動物愛護管理施策の方向性を示すものです。計画の達成に向け、関係者、関係機関の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

心豊かに人生を過ごすうえで、地域社会における合意形成とそこで暮らす人々がそれぞれの役割を果たすことが重要です。明治35年、動物虐待防止会(現(財)日本愛玩動物協会)の発足に力を注ぎ、近世日本の動物愛護の基礎を築いたと言われる元東洋大学教授広井辰太郎氏は、晩年を山形県で過ごし亡くなっています。よりよい山形県を築くため、調和のとれた動物愛護管理の運動を広井辰太郎氏の縁の地、山形県から推し進めていきましょう。

平成20年3月

山形県

【目次】

はじめに

| | | |
|-----|---------------------|---|
| 1 | 山形県動物愛護管理推進計画策定の考え方 | |
| (1) | 計画策定の趣旨 | 1 |
| (2) | 位置づけ | 1 |
| (3) | 根拠 | 1 |
| 2 | メインテーマ | 1 |
| 3 | 計画の構成 | 1 |
| 4 | 具体的な目標値 | 2 |
| 5 | 計画の期間 | 3 |
| 6 | 関係者の役割 | 3 |

第1部 山形県の動物愛護管理行政の現状

| | | |
|----|---------------------|----|
| 1 | 犬の登録頭数、狂犬病予防注射実施頭数 | 6 |
| 2 | 犬の捕獲、犬・ねこの引き取り、譲渡 | 7 |
| 3 | 犬による被害 | 8 |
| 4 | 犬・ねこに関する苦情 | 9 |
| 5 | 動物取扱業、特定動物 | 10 |
| 6 | 動物愛護団体等の活動 | 11 |
| 7 | 動物愛護推進員等について | 12 |
| 8 | 市町村等における動物愛護管理への取組み | 12 |
| 9 | 産業動物及び実験動物への対応 | 12 |
| 10 | 危機管理対策の現状 | 13 |

第2部 施策展開の方向

目標1 動物愛護の精神の醸成

| | | |
|-----|------------------|----|
| 施策1 | 動物愛護精神の普及啓発事業 | 14 |
| 施策2 | 総合学習等を利用した児童への啓発 | 15 |
| 施策3 | 動物愛護団体等の育成と協働 | 16 |

目標2 動物の適正飼養

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 施策4 | 不妊去勢手術、ねこの屋内飼い等の奨励 | 17 |
| 施策5 | しつけ教室等の開催 | 18 |
| 施策6 | 動物取扱業者等を通じた飼い主への啓発 | 19 |
| 施策7 | 犬・ねこの致死処分数の減少 | 20 |
| 施策8 | 所有者明示 | 21 |
| 施策9 | 動物取扱業の指導 | 22 |

| | | |
|-------|---------------------------|----|
| 施策 10 | 実験動物の適正な取扱い | 23 |
| 施策 11 | 産業動物の適正な取扱い | 24 |
| 目標 3 | 動物と共生するための環境整備 | |
| 施策 12 | 関係機関の連携、役割分担 | 25 |
| 施策 13 | 動物指導（管理）センターのあり方 | 26 |
| 施策 14 | 地域ねこへの取組み | 27 |
| 施策 15 | 災害時対策 | 28 |
| 施策 16 | 人畜共通感染症等の情報収集・発信、調査研究等の実施 | 29 |

付録

| | |
|----------------------|----|
| 山形県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱 | 30 |
| 関係機関一覧 | 32 |

はじめに

1 山形県動物愛護管理推進計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

山形県においても少子高齢化が進行しており、心の安らぎや潤いを愛玩動物又は伴侶動物（以下「動物」という。）に求める傾向が強くなっています。特に犬とねこについては「一緒に暮らす」、「共に生きる」という感覚が強くなっていますが、一方では、鳴き声や臭い、犬による咬傷事故などの被害などによって周囲の住民に不快感を与えることもあります。こうした動物を巡る諸問題を解決していくには、飼い主や動物取扱業者といった動物と直接関わりをもつ人のみならず、地域の理解や協力が不可欠です。

このような今日の動物を巡る状況を踏まえ、飼い主、事業者、地域の住民、行政など、動物に関わるすべての人々による、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて取り組む計画として策定しました。

(2) 位置づけ

やまがた総合発展計画の柱「ともに助け合い、支え合う地域社会づくり」に対して動物愛護管理の面から取り組むものです。

(3) 根拠

本計画は「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」第6条に基づくものであり、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）」に即しています。

2 メインテーマ

「人と動物の調和のとれた共生社会の実現」

3 計画の構成

山形県の動物愛護管理行政の現状を踏まえ、今後本県が目指す3つの目標と16の具体的な施策を設定し、それぞれの取組みの中で現状・課題を把握し、本県の動物愛護管理行政の方向を掲げています。

目標1 動物愛護精神の醸成

子供から大人まで幅広い世代に動物を愛護する気風を招来し、生命の大

切さを学習するための機会の提供に努めます。さらに、人と動物の共生社会を目指して活動する動物愛護団体等と協働するなどにより、広く県民に動物愛護精神の一層の醸成を図ります。

施策1 動物愛護精神の普及啓発事業

施策2 総合的な学習の時間や特別活動等を利用した児童生徒への啓発

施策3 動物愛護団体等の育成と協働

目標2 動物の適正飼養

周囲に迷惑をかけないという飼い主の社会的責務について普及啓発し、動物の飼い主の資質向上を目指します。実験動物、産業動物についても関係機関と連携して適正な取扱いについて指導します。

施策4 不妊去勢手術、ねこの屋内飼育等の奨励

施策5 しつけ教室等の開催

施策6 動物取扱業者等を通じた飼い主への啓発

施策7 犬・ねこの譲渡等による致死処分数の減少

施策8 所有者明示

施策9 動物取扱業の指導

施策10 実験動物の適正な取扱い

施策11 産業動物の適正な取扱い

目標3 動物と共生するための環境整備

県、市町村、県獣医師会、動物取扱業、動物愛護団体等、小中学校等の機関の連携を一層進め、人と動物が共生するための環境整備に努めます。山形動物指導センターの機能強化を図り、動物愛護の拠点施設とします。

施策12 関係機関の連携、役割分担

施策13 動物管理（指導）センターのあり方

施策14 地域ねこへの取組み

施策15 災害時対策

施策16 人畜共通感染症等の情報収集・発信、調査研究等の実施

4 具体的な目標値

行政機関と県民が共通の理解をもって施策を推進していくため、もっとも改善したい致死処分数を取り上げ、10年後の具体的な数値目標を次のとおり設定します。

| 項 目 | 18年度実績 | 平成29年度の目標値 |
|----------------|--------|--------------|
| 犬の致死処分数 | 364頭 | 平成18年度の70%以下 |
| 所有者がいるねこの致死処分数 | 1,046頭 | 平成18年度の50%以下 |

5 計画の期間

平成20年度から平成29年度までの10年間
(5年後を目途に見直しをします。)

6 関係者の役割

動物愛護管理に関する課題は、飼い主等の不適正飼養による近隣への迷惑行為など地域に密着したもののから、犬の捕獲・収容、動物取扱業の監視指導等の専門的な対応を必要とするものまで様々です。今後は、動物に関わる多くの関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、関係者が連携して取組みを推進していくことが必要です。

(1) 県、保健所（以下「保健所等」という。）の役割

保健所等は、犬の捕獲、収容、返還、犬・ねこの引き取り、処分を行い、また、動物取扱業の登録、監視指導、特定動物飼養許可等を行う動物愛護管理行政の中核機関です。今後は、より一層、市町村、関係機関・団体等と緊密に連携し、動物愛護管理推進体制を構築するとともに、計画全体の進行管理を行います。

(2) 市町村の役割

地域社会に密着した課題解決には、地域の実情に応じたきめ細かな取組みが不可欠です。市町村は、地域における動物愛護管理の担い手（動物愛護団体やボランティア等）の活動を支援するとともに、飼い主の社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する住民の理解を促進していきます。

(3) 県獣医師会の役割

県獣医師会は、公益的な職能団体として、専門的な立場から行政機関に協力し、この計画を推進していきます。

(4) 動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等は、この計画の推進にあたって、行政機関や飼い主に対し実施可能な支援及び協力を行います。

(5) 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、動物に関する専門家としてその業務を通じて動物の適正飼育の模範を示し、また、法令遵守など飼い主に対する正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力します。

(6) 教育機関の役割

小中学校等の教育関係機関は、保健所等と連携して、児童・生徒に対する動物愛護精神の醸成に努め、この計画を推進します。

(7) 動物の飼い主の役割

動物の飼い主が果たすべき役割の基本は、法令を遵守し、動物の生態や習性等に応じて生涯にわたり周囲に迷惑をかけないで飼養するという責務を果たすことです。地域社会のルールを遵守し、飼養している動物が地域の一員として受け入れられるよう主体的に行動していくことが求められます。

(8) 県民の役割

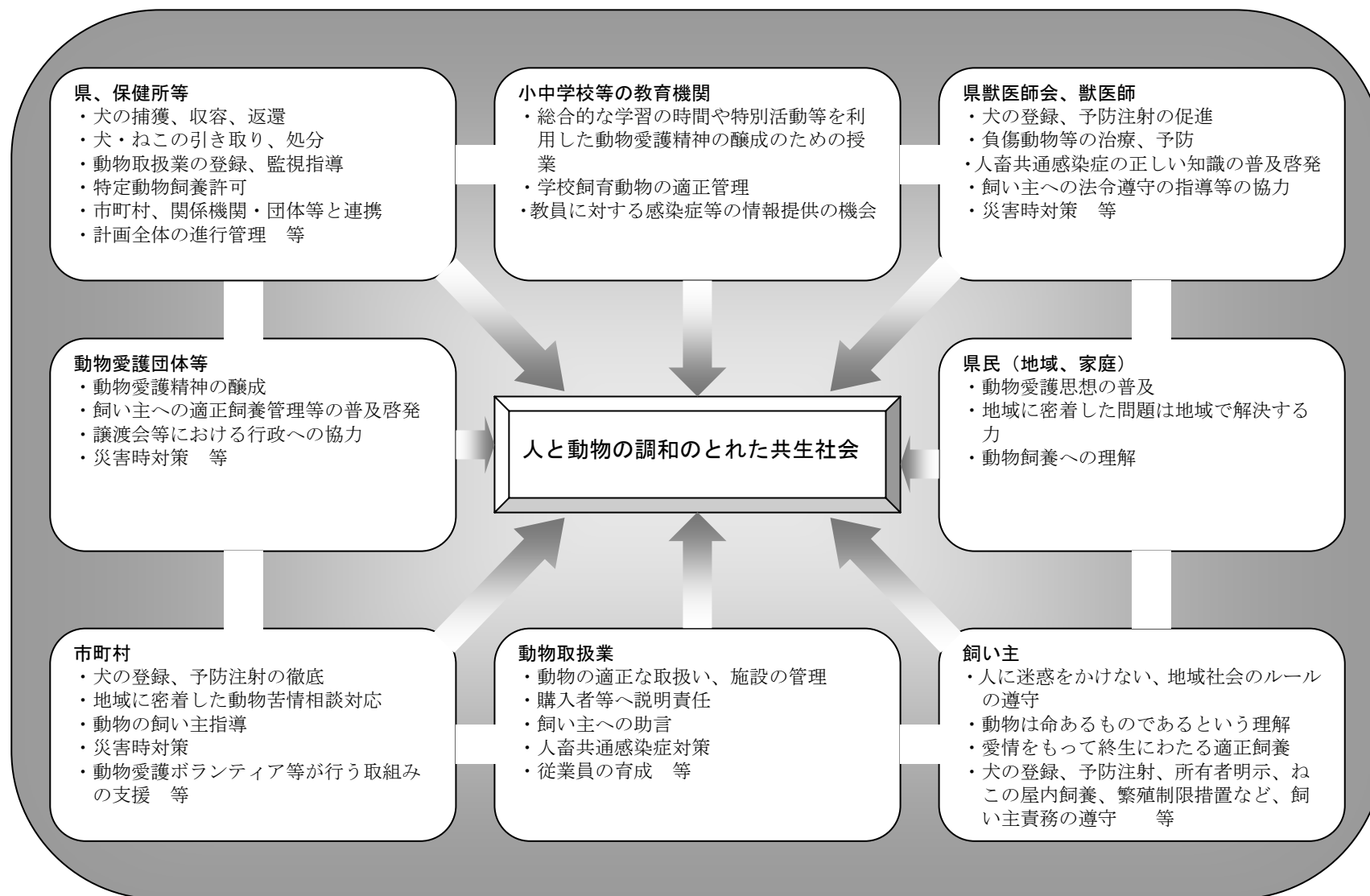
動物を愛護する人や動物に対して必ずしも好意を持たない人、こうした多様な価値観の存在を認め、そのうえで相互理解を進め、人と動物の調和のとれた共生社会を築いていく努力が求められます。

法律等の題名の省略について

○動物愛護管理法；動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月法律第105号）

○動物愛護管理施行規則；動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年1月環境省令第1号）

動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係図



第1部 山形県の動物愛護管理行政の現状

1 犬の登録頭数、狂犬病予防注射実施頭数

狂犬病の発生を防止し、また、万が一国内に発生した場合の蔓延防止を目的とする「狂犬病予防法」により、犬の飼い主は飼い犬の生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。犬の登録、登録原簿の管理等及び狂犬病予防注射済票の交付等の事務は、平成12年度から市町村の自治事務になり、市町村の委託を受けた県獣医師会がこれらの業務を行っています。県内4保健所は「狂犬病予防法」の遵守について普及啓発、無登録、未注射犬の捕獲・抑留・処分等を実施しています。

表1 山形県の犬の登録、狂犬病予防注射実施頭数の推移

| 年度 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録頭数 | 49,241 | 49,734 | 49,768 | 49,697 | 49,296 | 48,654 | 48,244 | 48,233 | 47,556 | 47,452 |
| 予防注射頭数 | 48,689 | 48,441 | 47,966 | 47,778 | 47,164 | 46,342 | 45,621 | 45,642 | 44,769 | 44,787 |
| 接種率(%) | 98.9 | 97.4 | 96.4 | 96.1 | 95.7 | 95.2 | 94.6 | 94.6 | 94.1 | 94.4 |

本県の狂犬病予防注射接種率は94～95%で推移していますが、登録頭数は平成11年度、注射実施数は平成9年度をピークとして、以後毎年低下しています。さらに無登録の犬が増加していると推定すると実際の接種率は上記の数値より低くなっていると考えられます。

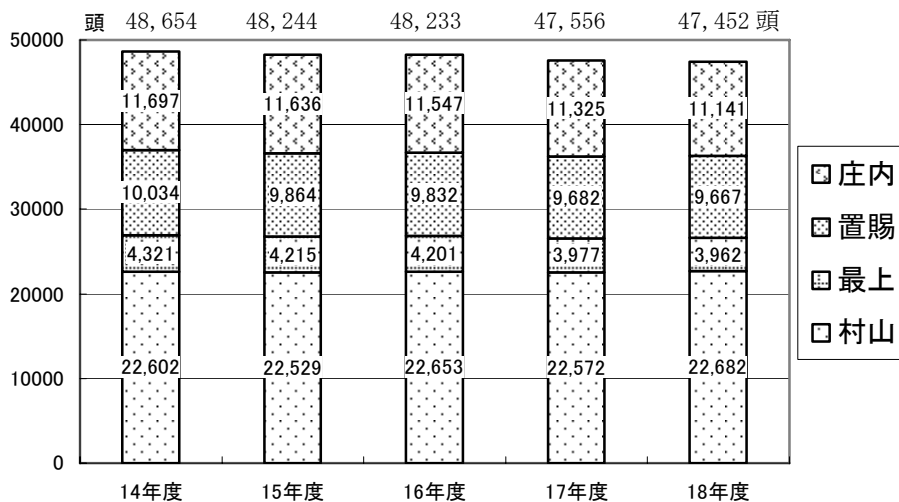


図1 保健所別犬の登録頭数 (平成14～18年度)

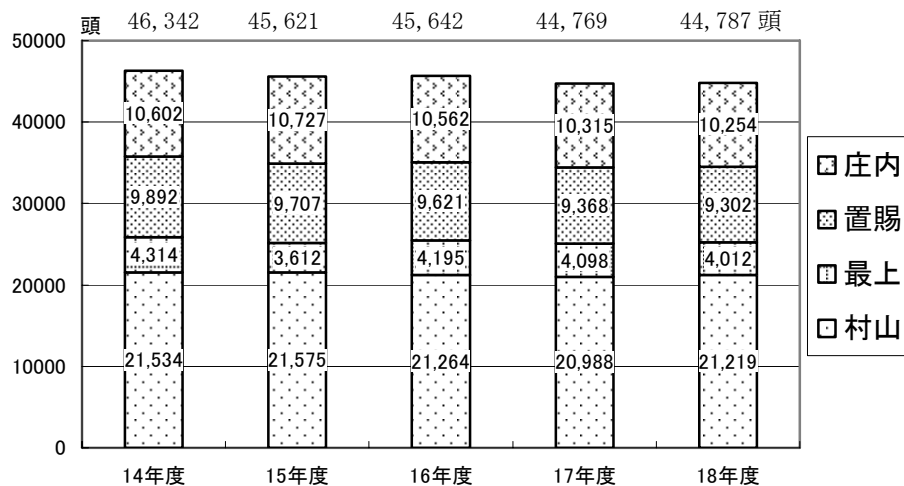


図2 保健所別犬の狂犬病予防注射実施頭数 (平成14～18年度)

2 犬の捕獲、犬・ねこの引取り、譲渡

「狂犬病予防法」及び「山形県動物の保護及び管理に関する条例」により、保健所は、登録又は狂犬病予防注射を実施しているかどうか分からない犬、及び係留義務に違反して徘徊している犬を捕獲します。4箇所の動物指導(管理)センターに收容し、飼い主が判明した場合は返還します。また、「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)」及び「山形県動物の保護及び管理に関する条例」に基づいて、飼えなくなった犬・ねこの引取りを行うとともに、所有者不明の犬・ねこの引取り、及び負傷動物の保護、譲渡などの業務を行っています。

犬の捕獲頭数は年間400～500頭ですが、最近は減少傾向にあります。引取り頭数についても同様の傾向であり、特に子犬はここ数年減少しています。

表2 犬の捕獲、返還等

単位 頭

| | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 捕獲頭数A | 469 | 500 | 498 | 432 | 418 |
| 返還頭数B | 227 | 237 | 267 | 255 | 239 |
| 処分頭数A-B | 242 | 263 | 231 | 177 | 179 |

表3 犬・ねこの引き取り状況等

単位 頭

| | | 14年度 | 15年度 | 16年度 | | 17年度 | | 18年度 | |
|----|--------------|-------|-------|-------|----------------------|-------|----------------------|-------|----------------------|
| 犬 | 引き取り頭数A | 368 | 306 | 293 | 成犬 244 子犬 49 | 238 | 成犬 223 子犬 15 | 181 | 成犬 173 子犬 8 |
| | 負傷収容頭数B | 10 | 9 | 10 | | 17 | | 12 | |
| | 負傷返還頭数C | 4 | 5 | 1 | | 5 | | 7 | |
| | 譲渡頭数D | 13 | 3 | 2 | | 4 | | 1 | |
| | 殺処分頭数A+B-C-D | 361 | 307 | 300 | | 246 | | 185 | |
| ねこ | 引き取り頭数A | 2,943 | 2,703 | 2,875 | 成ねこ 413 子ねこ 2,462 | 2,897 | 成ねこ 413 子ねこ 2,484 | 2,573 | 成ねこ 323 子ねこ 2,250 |
| | 負傷収容頭数B | 81 | 93 | 56 | | 64 | | 74 | |
| | 負傷返還頭数C | 1 | 0 | 0 | | 1 | | 3 | |
| | 譲渡頭数D | 0 | 0 | 0 | | 7 | | 0 | |
| | 殺処分頭数A+B-C-D | 3,023 | 2,796 | 2,931 | | 2,953 | | 2,644 | |

表4 致死処分数

単位 頭

| | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 犬 | 603 | 570 | 531 | 423 | 364 |
| ねこ | 3,023 | 2,796 | 2,931 | 2,953 | 2,644 |

一方、ねこは、成ねこより子ねこの引取りが圧倒的に多い状況です。これは、保健所等が不妊去勢手術の実施、雌雄を分けて飼うこと、ねこの屋内飼いなどについて推奨しているものの、いまだに屋外飼養のねこや飼い主のはっきりしないねこによる屋外での自然繁殖が多く、見つけた人が保健所に持ち込むことが多いと考えられます。

次に、譲渡についてですが、保健所が一度収容した犬、ねこの譲渡数は例年数頭程度であり、非常に少ない状況です。その原因は、収容した犬は高齢、病気、咬傷事故を起こしたものや飼養状態が不明など新たな飼養に適さないものが多いこと、ねこは8割以上が生まれて間もない子ねこであり衰弱や感染症により成育がきわめて困難なこと等により譲渡に適さない場合が多いということがあります。

返還又は譲渡できない場合は致死処分されます。犬の致死処分数は年々減少していますが、ねこについては大きな増減はありません。

3 犬による被害

平成18年度に保健所に届けられた犬による咬傷事故は32件でした。事故の多くは通行中、配達・訪問等の際に起こっており、飼い主の犬に対する過信、しつけの不徹底、犬の習性や本能に関する理解不足、他者に対する配慮のなさなどが原因と考えられます。

表5 犬による咬傷事故の状況（平成18年度）

| 区分 | 咬傷事故の件数 | 発生場所 | | | | 被害者数 | | | | 被害者の状況 | | | | | | 咬傷事故を起こした動物の数 | | | | | | | | | | |
|------|---------|-----------|-------|-----|-----|------|-----|----------|-----------|----------|-----|-----|-----|-------|------|---------------|------|---------|----------|------|-----|-----|----|-----|------|----|
| | | た動物の施設の周辺 | 公共の場所 | その他 | その他 | 死亡 | その他 | 動物に手を出した | けい留しようとした | 配達・訪問等の際 | 通行中 | 遊戯中 | その他 | 動物の状況 | | | | 事故発生後 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 飼主・家族 | それ以外 | 飼主・家族 | それ以外 | 施設にけい留中 | けい留して運動中 | 放し飼い | 野犬等 | その他 | 捕獲 | 引取り | 飼育継続 | 逸走 |
| 飼主判明 | 登録犬 | 村山 | 16 | 8 | 5 | 3 | | | 16 | 2 | 2 | 3 | 3 | 1 | 5 | 1 | 5 | 3 | | 7 | | 1 | 15 | | | |
| | | 最上 | 1 | 1 | | | | | 1 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | | |
| | | 置賜 | 6 | 4 | 2 | | | | 6 | 2 | | | | 2 | | 2 | | | | | 4 | | | | 6 | |
| | | 庄内 | 5 | 3 | 1 | 1 | | | 5 | 1 | | 2 | 1 | | 1 | 3 | 1 | 1 | | | | | | | 5 | |
| | | 小計 | 28 | 16 | 8 | 4 | 0 | 0 | 28 | 5 | 2 | 5 | 6 | 2 | 8 | 7 | 6 | 4 | 0 | 11 | 0 | 1 | 27 | 0 | 0 | |
| 飼主不明 | 未登録犬 | 村山 | 3 | 2 | 1 | | | | 3 | 2 | | | 1 | | | 2 | | | | 1 | | | | 3 | | |
| | | 最上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 置賜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 庄内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飼主不明 | 村山 | 小計 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | |
| | | 計 | 1 | | 1 | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | |
| 計 | | 32 | 18 | 10 | 4 | 0 | 0 | 32 | 8 | 2 | 5 | 7 | 2 | 8 | 9 | 6 | 4 | 0 | 13 | 1 | 1 | 30 | 0 | 0 | | |

表6 犬による咬傷事故の推移

| | 16年度 | | | | | 17年度 | | | | | 18年度 | | | | | | |
|------|------|------|----|----|----|------|----|----|----|----|------|----|----|----|----|---|----|
| | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 | | |
| 咬傷犬数 | 24 | 3 | 8 | 17 | 52 | 22 | 2 | 12 | 16 | 52 | 20 | 1 | 6 | 5 | 32 | | |
| 飼主判明 | 登録 | 注射犬 | 21 | | 5 | 11 | 37 | 20 | 2 | 11 | 12 | 45 | 15 | 1 | 5 | 5 | 26 |
| | | 未注射犬 | | | 2 | 1 | 3 | 6 | 1 | | 1 | | 2 | 1 | | 1 | 2 |
| | 未登録 | 注射犬 | | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 0 |
| | | 未注射犬 | 2 | | | 2 | 2 | 6 | 1 | | | 4 | 5 | 3 | | | 3 |
| 飼主不明 | 1 | 1 | | 1 | 3 | | | | | | 0 | 1 | | | 1 | | |
| 被害者数 | 25 | 3 | 9 | 17 | 54 | 22 | 2 | 14 | 16 | 54 | 20 | 1 | 6 | 5 | 32 | | |

4 犬・ねこに関する苦情

近年は、犬の逸走、放し飼い、鳴き声、糞の放置についての苦情が上位を占めています。特に逸走の苦情が多く、これは係留方法に問題があるなど不適切な飼い方をしている飼い主が依然として多いという状況が伺えます。

過去、犬に関する苦情は年間1,000～1,200件、ねこについては300～500件寄せられています。村山管内の苦情件数は減少傾向にあるのに対し、置賜、庄内管内では増加の傾向にあります。

表7 犬に関する苦情件数

| | 14年度 | | | | | 15年度 | | | | | 16年度 | | | | |
|-------|------|----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-------|------|-----|-----|-----|-------|
| | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 |
| 放し飼い | 243 | 46 | 233 | 76 | 598 | 284 | 45 | 240 | 282 | 851 | 104 | 52 | 132 | 47 | 335 |
| 逸走 | | | | | | | | | | | 235 | 35 | 149 | 194 | 613 |
| 捨て犬 | | | | | | | | | | | 13 | 0 | 9 | 0 | 22 |
| 家畜等被害 | 2 | 1 | 2 | 3 | 8 | 3 | 0 | 1 | 1 | 5 | 1 | 2 | 2 | 0 | 5 |
| 脱糞 | 5 | 4 | 12 | 15 | 36 | 13 | 6 | 8 | 19 | 46 | 9 | 3 | 5 | 7 | 24 |
| 鳴き声 | 16 | 1 | 16 | 8 | 41 | 17 | 7 | 20 | 22 | 66 | 20 | 3 | 20 | 15 | 58 |
| その他 | 163 | 36 | 60 | 33 | 292 | 81 | 55 | 62 | 41 | 239 | 61 | 32 | 95 | 11 | 199 |
| 計 | 429 | 88 | 323 | 135 | 975 | 398 | 113 | 331 | 365 | 1,207 | 443 | 127 | 412 | 274 | 1,256 |

| | 17年度 | | | | | 18年度 | | | | |
|-------|------|----|-----|-----|-------|------|----|-----|-----|-------|
| | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 |
| 放し飼い | 31 | 7 | 76 | 46 | 160 | 53 | 5 | 54 | 212 | 324 |
| 逸走 | 283 | 17 | 263 | 130 | 693 | 172 | 19 | 229 | 126 | 546 |
| 捨て犬 | 18 | 2 | 6 | 1 | 27 | 23 | 2 | 23 | 0 | 48 |
| 家畜等被害 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 脱糞 | 9 | 0 | 10 | 5 | 24 | 17 | 0 | 5 | 6 | 28 |
| 鳴き声 | 10 | 1 | 8 | 9 | 28 | 12 | 1 | 21 | 10 | 44 |
| その他 | 64 | 33 | 121 | 11 | 229 | 98 | 9 | 127 | 39 | 273 |
| 計 | 415 | 61 | 484 | 203 | 1,163 | 375 | 36 | 459 | 393 | 1,263 |

表8 ねこに関する苦情件数

| | 16年度 | | | | | 17年度 | | | | | 18年度 | | | | |
|-------|------|----|-----|----|-----|------|----|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|
| | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 | 村山 | 最上 | 置賜 | 庄内 | 小計 |
| 捨てねこ | 13 | 12 | 40 | 1 | 66 | 63 | 4 | 64 | 39 | 170 | 2 | 3 | 44 | 16 | 65 |
| 糞尿・悪臭 | 12 | 4 | 9 | 9 | 34 | 34 | 0 | 13 | 13 | 60 | 16 | 0 | 9 | 24 | 49 |
| 鳴き声 | 1 | 0 | 4 | 2 | 7 | 3 | 0 | 1 | 1 | 5 | 0 | 0 | 1 | 11 | 12 |
| 多頭飼育 | 3 | 13 | 9 | 9 | 34 | 11 | 0 | 5 | 7 | 23 | 4 | 0 | 2 | 4 | 10 |
| 庭畑荒らし | 6 | 5 | 4 | 7 | 22 | 13 | 0 | 8 | 0 | 21 | 6 | 0 | 4 | 2 | 12 |
| その他 | 39 | 9 | 67 | 14 | 129 | 80 | 6 | 135 | 46 | 267 | 56 | 9 | 108 | 75 | 248 |
| 計 | 74 | 43 | 133 | 42 | 292 | 204 | 10 | 226 | 106 | 546 | 84 | 12 | 168 | 132 | 396 |

ねこに関する苦情の内容としては、捨てねこ、糞尿・悪臭、多頭飼育が上位を占めています。地域的には置賜保健所管内の苦情が約40%を占めています。ねこの苦情については、問題となっているねこの所有者がいるのかいないのか不明な場合が多く、また、ねこによる被害を受けていると考える人とねこを保護しようという人の間で意識の隔たりが問題解決を難しくしています。このことから保健所等が対応に苦慮する事例も多くなっています。

一方、個人やグループで不妊去勢手術や地域での管理に取り組むことによって飼い主のいないねこの問題解決を図ろうという活動も出てきていますが、安定的な活動を継続していくことが困難な場合が少なくないなどの課題もあります。

最近、苦情の新たな形態として、飼い主と動物のそれぞれの高齢化に伴う飼養トラブルが生じています。一人暮らしの高齢者宅においてねこが増え続ける事例、飼い主の病気や死亡による飼養放棄の事例、老化した動物の飼養相談などがあり、この種の問題は今後とも増加することが予想されます。

また、件数は少ないものの、繁殖に使ったと思われる雌犬が同時に複数発見された遺棄と思われる事例などもあります。

5 動物取扱業、特定動物

平成17年6月に公布された改正「動物愛護管理法」により、動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を業として販売、保管、訓練、貸出し、展示する場合は

都道府県知事の登録を受けること、事業所ごとに動物取扱責任者を設置しなければならないことなどが規定されたことにより、動物取扱業に対する規制の強化が図られました。

本県では保健所が動物取扱業の登録、及び監視指導を行っています。平成19年9月1日現在の登録状況は表10のとおりです。全国的には犬の繁殖業者が飼養放棄し多数の犬を死亡させた事件があり、本県においても平成18年度に同様の事例がありましたが、全体的には本県の動物取扱業者が関わる重大な問題は起きていません。

表10 登録状況 平成19年9月1日現在

| 総業者数 | 販売 | 保管 | 貸出し | 訓練 | 展示 | 業種別内訳計 |
|------|-----|-----|-----|----|----|--------|
| 219 | 136 | 112 | 6 | 19 | 24 | 297 |

特定動物^{注1}の飼養状況は表11のとおりです。改正「動物愛護管理法」によりマイクロチップ^{注2}の埋め込み等による個体識別措置が義務化されました。平成19年9月1日現在の埋め込み状況は14/16(87%)です。

注1；特定動物

○動物愛護管理法

第25条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）一略一

○旧「動物愛護管理法」では危険動物といたしました。

注2；マイクロチップ

直径約2mm、長さ約11mmの円筒形のガラスのカプセルで包まれた小さな電子標識器具（名札）です。それぞれに世界に1つしかない番号を記憶していて、読み取り機でその番号を読み取ります。所有者や個体識別を目的に皮下に埋め込んで使用します。

表11 特定動物飼養状況（単位 匹/羽） 平成19年9月1日現在

| マカク属 | オナガザル属 | クマ科 | タカ科 | カミツキガメ科 | ボア科 |
|------|--------|-----|-----|---------|-----|
| 5 | 1 | 2 | 1 | 4 | 3 |

6 動物愛護団体等の活動

県内では県獣医師会等の動物関連機関からなる山形県動物保護管理協会がねこの不妊手術助成等の事業を行っています。保健所ごとに管内の狂犬病予防注射実施指定獣医師等からなる狂犬病予防協会等があり、定期的にしつけ教室などを実施しています。また、組織化はされていないものの他にも動物愛護を担う団体や多数の個人がいます。これらの団体や個人は、致死処分数の減少、飼い主のいないねこの適正飼養等に向けた活動など、様々な取組

みを行っています。

7 動物愛護推進員等について

「動物愛護管理法」第38条^注に規定する動物愛護推進員は本県では委嘱されていません。東北各県では青森県、秋田県が既に制度を発足させており、宮城県が平成20年度に導入予定です。推進員の具体的な活動が個人の取り組み姿勢や行政の支援体制の多少に負うところがあると言われてしています。

「動物愛護管理法」第39条^注に規定する動物愛護に関する協議会についても現在は設立されていません。

注；動物愛護管理法

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。－略－

第39条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

8 市町村等における動物愛護管理への取り組み

「動物愛護管理法」では、第3条において学校、地域、家庭における教育活動や広報活動等を通じて動物愛護の普及啓発を図るよう規定しています。学校における取り組みについては、年間数件の動物指導センターの視察要請がある程度で、動物行政担当部局と教育機関が連携する事業は実施していません。

動物飼養に関する問題の多くは、飼い主のマナー不足や地域住民間の意見の対立等、地域に密着した問題が多く、したがって地域特性を踏まえた市町村の取り組みが問題の迅速な解決と発生防止に重要です。現在、市町村と保健所は必要に応じて連携して飼い主等の指導にあたっています。

9 産業動物及び実験動物への対応

本県は畜産についても積極的な振興を施策としています。内陸は牛、庄内は豚、鶏の飼養頭羽数が多く、これらの管理者や事業者に対しては生産性の向上、動物の健康や安全を確保する適正な飼養衛生管理を図るよう関係部局による指導が行われています。

表 1 2 産業動物の飼養状況

馬は平成 19 年 5 月、他は平成 18 年度末現在

| | | 牛 | | | 馬 | | | 豚 | 羊 | 鶏 (羽数) | |
|----|----|--------|-------|--------|-----|-----|-----|---------|-----|---------|---------|
| | | 乳牛 | 肉牛繁殖 | 肉牛肥育 | 乗用馬 | 肥育馬 | その他 | | | 採卵鶏 | 肉用鶏 |
| 村山 | 戸数 | 189 | 31 | 169 | 2 | 0 | 2 | 18 | 13 | 31 | 5 |
| | 頭数 | 5,412 | 1,763 | 18,042 | 34 | 0 | 4 | 28,313 | 252 | 355,425 | 77,100 |
| 最上 | 戸数 | 76 | 225 | 61 | 1 | 1 | 5 | 9 | 2 | 20 | 2 |
| | 頭数 | 2,262 | 3,155 | 3,106 | 6 | 9 | 25 | 7,074 | 4 | 7,523 | 60,000 |
| 置賜 | 戸数 | 205 | 256 | 148 | 5 | 2 | 7 | 36 | 16 | 28 | 6 |
| | 頭数 | 8,040 | 2,551 | 4,278 | 13 | 34 | 10 | 37,297 | 33 | 105,462 | 505,270 |
| 庄内 | 戸数 | 40 | 137 | 115 | 0 | 0 | 12 | 130 | 5 | 24 | 22 |
| | 頭数 | 1,240 | 2,197 | 5,694 | 0 | 0 | 16 | 94,726 | 120 | 412,041 | 305,328 |
| 合計 | 戸数 | 510 | 649 | 493 | 8 | 3 | 26 | 193 | 36 | 103 | 35 |
| | 頭数 | 16,954 | 9,666 | 31,120 | 53 | 43 | 55 | 167,410 | 409 | 880,451 | 947,698 |

(出展 山形県エコ農業推進課畜産室)

また、大学、企業等の試験研究施設等においては、マウス等の実験動物が飼養されていますが、動物実験施設は届出等の法的規制がないため、施設の数、飼養されている動物の種類と数等については把握していないのが現状です。

1 0 危機管理対策の現状

(1) 人畜共通感染症対策

人畜共通感染症は一般的には動物の病原体が人に感染することをいいます。動物が病原体を保有し、糞便、尿、唾液、血液等に排出されている場合、経口や経皮（ひっかき傷、咬み傷）等から人に感染することがあります。人がペットに口移しで餌を与えたり同じ箸を使うなど濃厚に接触することにより感染する場合があります。

(2) 災害発生時対策

平成 1 5 年度に山形県地域防災計画に被災動物対策を盛り込み、平成 1 9 年 2 月 9 日に県と県獣医師会が「災害時における被災動物対策に関する協定書」を締結しました。しかし、具体的な各種の対応マニュアルは未定です。

災害時、飼い主はペットを連れて避難することが予想され、その場合、当分の間、避難所で暮らすことになります。避難所で他人に迷惑をかけず、また動物のストレスを最小限に抑えるために、個体識別道具の装着、餌や用品の準備、日常的なしつけ、不妊去勢手術などを事前に行っておくことが求められます。

特定動物については、逸走による人への危害防止のため、施設の構造や強度の点検などが重要です。

第2部 施策展開の方向

1 動物愛護の精神の醸成（目標1）

《施策1》 動物愛護精神の普及啓発事業

【現状と課題】

1 動物愛護フェスティバル

山形県では、県、山形市、県獣医師会等の関係機関が実行委員会を組織し、昭和56年から毎年、動物愛護週間に動物愛護フェスティバルを開催しています。動物愛護精神の普及啓発事業として重要なイベントです。

しかし、催しの内容が固定化し、予算についても徐々に縮小され、フェスティバル事業の拡大は難しい状況です。

2 その他の普及啓発事業

これまで恒常的な事業は実施していません。

【施策の方向性】

1 動物愛護フェスティバル

この事業は県民に広く動物愛護の精神を普及啓発するためのとてもよい機会ですから今後も開催していくこととします。息の長い事業としていくため、開催時期、開催場所、催しの内容、開催方法等について関係機関と早急に検討します。

2 その他の普及啓発事業

保健所等、教育機関、動物愛護団体等が連携し、動物愛護精神の普及啓発のための新しい事業展開について検討します。

《施策2》 総合的な学習の時間や特別活動等を利用した児童生徒への啓発

【現状・課題】

動物の命の大切さを通して心の成長などを理解し行動してもらおうよう啓発するためには小中学校の世代がとてもよい時期です。校内で飼育している動物から生命の大切さを学ぶことができます。

保健所等は、これまで小中学校の総合的な学習の時間や特別活動等にはほとんど関与していませんでした。

【施策の方向性】

保健所等は、今後、教育機関との連携を密にして、小中学校の総合的な学習の時間や特別活動等の授業に何らかの形で参加できるような態勢作りに取り組めます。

《施策3》 動物愛護団体等の育成と協働

【現状・課題】

県内には動物愛護に関するなんらかの活動をしている団体や個人が相当数いると思われます。動物介在活動のような動物を用いた福祉活動を行っている団体もありますし、愛玩動物飼養管理士など種々の動物関係の資格を有している人も多いと思われます。

しかし、ごく一部の団体を除き、その数はもとより、活動の実態も保健所等は把握できていません。また、これまで保健所等はこれらの団体等と連携して活動したことはありません。

【施策の方向性】

- 1 保健所等は、今後早期に、ホームページを用いるなどの方法により、動物愛護活動を実践している個人やグループを把握し、ネットワークの構築を目指します。
- 2 当面、動物愛護団体等には、犬・ねこの譲渡の橋渡し役など保健所が行う動物愛護管理事業に協力してもらうこととし、徐々に、関係機関との協働関係の構築に取り組みます。

2 動物の適正飼養（目標2）

《施策4》 不妊去勢手術、ねこの屋内飼い等の奨励

【現状と課題】

○子犬、子ねこの引取り数

子犬の引取り数は平成16年度49頭、17年度15頭、18年度8頭と、著しく減少しています。子ねこの引取り数は、平成18年度は前年度に比較して234頭減少しましたが、17年度、16年度はそれぞれ2,484頭、2,462頭です。

【施策の方向性】

保健所等、市町村、県獣医師会、動物愛護団体等、動物取扱業者は、連携して、周囲に迷惑をかけない飼い方、「動物愛護管理法」の規定^注の周知を図ります。

また、不妊去勢手術によって特有の病気や問題行動が減少するなどの利点、疾病の感染や不慮の事故防止等の観点からねこの屋内飼養は有益であることなどを情報提供し、飼い主の意識向上を図ります。

さらに、その動物の性格や習性を理解し、愛情をもって終生飼養するよう啓発します。

注

○動物愛護管理法

(犬及びねこの繁殖制限)

第37条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月環境省告示第37号）

第3 共通基準

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼養等その繁殖を制限するための措置を講じること。

《施策5》 しつけ教室等の開催

【現状と課題】

県内では、各地区の狂犬病予防協会等、動物愛護協会等の組織が犬のしつけ教室を年1～3回程度開催しており、参加者から好評を得ています。動物愛護フェスティバルにおいても新しく犬・ねこの飼い主になるという方を対象に正しい飼い方講習会を開催していますが、平成19年度には愛犬に対するしつけ教室を開催しました。

しかし、保健所等や市町村へは、放し飼いや糞尿・鳴き声など不適切な動物の飼育に起因する迷惑苦情、飼育途中での動物の放棄や遺棄に関する苦情、飼育能力を超えた多頭飼育についての苦情等が依然として多数寄せられています。

【施策の方向性】

- 1 保健所等は動物愛護関係の団体等が行う犬のしつけ教室等を支援していきます。
- 2 迷惑行為等を未然に防止するため、市町村、県獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者等と協力して動物の適正な飼養管理について普及啓発し、責任ある飼い主を育成するとともに、動物の虐待や遺棄を許さない社会環境をつくります。

《施策6》 動物取扱業者等を通じた飼い主への啓発

【現状と課題】

動物取扱業者は飼い主やこれから飼い主になろうとする人と動物の橋渡し役です。動物愛護の観点から非常に重要な立場にあります。動物の売買等に当たっては、商品としての取扱いとは異なり、命あるものとしての配慮と説明責任が求められます。しかし、一部の動物取扱業者には、適正飼養に関する知識が不足していたり、誤った知識、手法で動物の取扱いをしていたり、施設等の衛生状態についても不適切な管理をしている例が見受けられます。

動物の飼養に関する問題の多くは、飼い主が動物の外見や一時的なブーム等に影響され、本能や習性、成長の程度等を正しく理解しないまま安易に飼い始めることが一因となっています。動物取扱業者には、動物を飼おうとする人に対して、ライフスタイル、居住環境を考慮して、適切な動物種の選択や適正な飼養方法を助言する責任があります。また自らが動物の適正な取扱い、危害防止への配慮など模範となる適正飼養を実践することが求められます。

平成18年度末現在、県内で動物病院を開業している獣医師は85名です。動物病院は飼い主に身近な存在として頼りにされています。

【施策の方向性】

- 1 保健所は、立入時や毎年1回開催する動物取扱責任者研修において、動物取扱責任者の役割、特に購入者への販売時の説明責任について周知を図り、また、模範的な適正飼養の実践について指導します。
- 2 保健所等は県獣医師会を通じ、開業獣医師に対し、動物の専門家の立場から動物愛護や適正な管理の普及啓発の協力を依頼します。

《施策7》 犬・ねこの致死処分数の減少

【現状と課題】

犬の致死処分数は年次ごとに漸減していますが、ねこにはその傾向が見えません。ねこは、致死処分数全体の80%以上を占めています。犬は新しい飼い主探し掲示板の効果もあり保健所に引き取りを求める前に譲り渡されることが多く、致死処分されるものは抑留され飼い主が見つからなかったもの、高齢や病気、咬み癖等の理由により引取りを求めた成犬が95%以上を占めています。ねこはその多くが生後間もない子ねこであり、これらの再飼養は非常に難しい状況です。

このような理由もあって、保健所に一度収容された犬・ねこの譲渡は、動物愛護フェスティバル以外これまでほとんど行われていません。

【施策の方向性】

- 1 県は、平成20年度に「犬及び猫の譲渡処分について（昭和63年環第1141号環境保健部長通知）」を全面的に見直し、保健所に収容され飼い主が判明しなかった犬・ねこについて譲渡の適性があるものはできる限り新しい飼い主に譲渡することとします。定期的な譲渡会についても早急に検討します。
- 2 関係機関が連携して安易な飼養放棄を少なくし終生飼養を普及啓発すること等により、平成29年度の犬の致死処分数を平成18年度の70%以下に減少させます。
ねこについては、不妊去勢手術、屋内飼いの奨励、新しい飼い主探し掲示板の利用、所有者明示の指導を徹底すること等により、平成29年度の飼い主のいる引取りねこの致死処分数を平成18年度の50%以下に減少させます。なお、保健所等は、飼い主のいないねこ対策のきっかけとするため、人が管理していないねこへの無秩序な餌やりをやめ責任の自覚を促すパンフレット等を作成するとともに、不妊去勢手術を行い適切な餌やり等を行う地域ねこ活動《施策14参照》について市町村と連携して普及啓発を行います。
- 3 保健所等は、保健所ホームページの新しい飼い主探し掲示板について広報し、利用拡大を図ります。

《施策 8》 所有者明示

【現状と課題】

「動物愛護管理法^注」により動物の所有者等は所有者明示措置を講ずるよう努めなければならないとされていますが、現在、飼い犬の鑑札又は注射済票等の装着率は非常に低く、屋外にいるねこについてはほとんど所有者が分からないというのが実態です。

特定動物には、「動物愛護管理法施行規則」によりマイクロチップの埋込み等の個体識別措置を講ずることが必要です。特定動物が遺棄された場合は、人の生命、財産に害を加えたり、生態系にも影響を及ぼす危険があります。

注

○「動物愛護管理法」

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条—略—

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

○「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について（平成18年環境省告示第23号）」—略—

【施策の方向性】

- 1 保健所等、市町村、県獣医師会、動物取扱業等の関係機関は、犬の飼い主に対しては鑑札等の装着の徹底を呼びかけ、ねこやその他の動物の飼い主に対しては、名前、電話番号等が記載された首輪、名札、マイクロチップ等の装着についての意識啓発に努めます。
- 2 飼い犬、飼いねこ等がいなくなった場合は速やかに警察署等にも届け出るよう周知します。
- 3 特定動物は、保健所が立入した時にマイクロチップ等個体識別の実施を確認し、管理の徹底を図ります。

《施策 9》 動物取扱業の指導

【現状と課題】

県内の平成19年9月1日現在の動物取扱業の登録数は延べ297件となっています。

保健所は動物取扱業者の実態を正確に把握するとともに定期的な立入により遵守基準を逸脱していないかどうか確認し、動物取扱業者、及び動物取扱責任者の資質向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 1 保健所の監視指導体制を整備するとともに、国等が開催する各種研修等に担当者を派遣し、職員の資質の向上を図ります。
- 2 保健所は、多数の動物を取り扱う事業所や、周辺住民等から苦情の申出があるなど、リスクの程度を考慮した効率的な監視指導を実施します。
立入時、動物の取扱い、衛生管理、顧客への事前説明、台帳の記録等、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年1月環境省告示第20号）」について確実な実施を指導します。
- 3 計画期間内に営業停止命令等の行政処分の実施に係るマニュアルの作成について検討することとし、悪質業者への対応強化を図ります。

《施策 10》 実験動物の適正な取扱い

【現状と課題】

山形県では収容した犬、ねこを実験動物として譲渡することは平成13年度をもって廃止しました。

改正「動物愛護管理法」では、動物を科学上の利用に供する場合の配慮（3R^注；代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減）が盛り込まれました。また「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号）」に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっています。

現時点では実験動物の飼養について届出等の制度がないため、県内の研究施設における状況は把握されていません。

注；3R、Replacement代替法の活用、Reduction使用数の削減、Refinement苦痛の軽減
動物愛護管理法

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）

第41条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。－略－

【施策の方向性】

- 1 保健所等は、県内の実験動物を使用している施設にアンケートを実施するなどの方法により、定期的に実験動物の飼養状況を調査します。
- 2 実験動物を使用する施設に対しては、引き続き関係機関と連携しながら3Rの原則や基準の周知を図ります。

《施策 11》 産業動物の適正な取扱い

【現状と課題】

牛、豚、鶏等の産業動物の管理者は「家畜伝染病予防法」を所管する家畜保健衛生所による指導を受け、公衆衛生上規制が必要な区域として市町村長が指定した場所で一定数以上を飼養する場合は「化製場等に関する法律」に基づく市町村長の動物飼養収容許可が必要ですし、その他、廃棄物については環境担当部局など、「動物愛護管理法」以外にも種々の法令に基づく行政機関の指導を受けています。

近年、畜舎、家きん舎周辺の宅地化が進み、悪臭や衛生害虫等の環境問題が増えています。また、豚や鶏については過密飼育により、飼養環境が不適正な状態になっていることがあります。

【施策の方向性】

保健所等は、市町村、家畜保健衛生所、環境課等の関係機関と連携し、管理者に「動物愛護管理法」の観点から情報提供を行うとともに、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年10月総理府告示第22号）」の遵守について普及啓発を図っていきます。

3 動物と共生するための環境整備（目標3）

《施策12》 関係機関の連携、役割分担

【現状と課題】

「人と動物が共生する社会」を実現するためには、県民一人ひとりが動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した飼養方法等を普及すること、また人と動物との関わり方や動物に対する考え方について、県民の間に共通認識を形成することが必要です。そのため、保健所等、市町村、県獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体等、小中学校の教育機関等、動物に関わる全ての人が、自らが担う役割や今後取り組むべき方策を明確にし、実行していくとともに、協働していくことが求められています。

【施策の方向性】

- 1 関係者間の適切な役割分担を基に、協働関係を構築します。
- 2 動物愛護推進員制度
地域の実情を把握し、動物愛護管理の諸施策を積極的に推進するリーダーとして、県は平成22年度を目標に動物愛護推進員制度の導入を検討します。動物愛護推進員は、市町村担当者等と協力しながら地域における動物愛護の啓発、動物に係る諸問題の解決等、地域に根ざした活動を行います。
- 2 動物愛護推進協議会の設置
行政機関、県獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員及び動物取扱業者等による動物愛護推進協議会を平成22年度を目標に設置することを検討します。協議会では、動物愛護管理の推進についての合意形成に向けた意見交換や動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとともに、動物愛護推進計画のフォローアップを行います。
- 3 研修会の実施
保健所ごとに市町村担当者等を対象とした研修会を開催し、本計画の普及、浸透を図ります。

《施策 13》 動物指導（管理）センターのあり方

【現状と課題】

山形動物指導センター及び3地区の動物管理センターは、いずれも抑留犬と引取りされた犬・ねこの収容を行っています。山形動物指導センターは他に犬・ねこの処分、焼却、及び動物愛護の普及啓発機能を有していますが（表13参照）、動物愛護事業についてはこれまでほとんどを実施していない状況です。

最上地区動物管理センターの一部は昭和52年に、置賜地区動物管理センターは昭和55年、庄内地区動物管理センターの一部は昭和57年に建設され、いずれも老朽化が進んでいます。

表13 動物指導センター等の状況

| 名称及び設置場所 | 管理保健所 | 使用保健所 | 設備機能 | | | |
|------------------------------------|-------|------------------------|------|----|----|----|
| | | | 収容 | 処分 | 焼却 | 啓発 |
| 山形動物指導センター 天童市大字荒谷字下河原 514-4 | 村山保健所 | 収容；村山保健所 処分・焼却；4保健所 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 最上地区動物管理センター 新庄市大字鳥越字南沢山神沢 3021 | 最上保健所 | 最上保健所 | ○ | | | |
| 置賜地区動物管理センター 米沢市大字築沢字中山南 7023 | 置賜保健所 | 置賜保健所 | ○ | | | |
| 庄内地区動物管理センター 酒田市浜中字八窪 1-13 | 庄内保健所 | 庄内保健所 | ○ | | | |

【施策の方向性】

1 山形動物指導センターの機能強化

県は、山形動物指導センターについて、動物愛護精神の普及啓発のための拠点施設として機能強化することについて検討します。具体的には展示機能、行政と動物の飼い主とのコミュニケーションの場としての機能、犬・ねこの新しい飼い主探し（譲渡）の場としての機能付加について検討します。

2 整備等

動物指導（管理）センターの計画的な環境整備を進め、県民が利用しやすい施設となるよう配慮します。

また、センターに災害時の被災動物の一時収容所としての機能を付加していくことについても検討します。

【現状と課題】

「地域ねこ」とは、住宅地や公園等の地域に住みついている飼い主のいないねこを地域の問題としてとらえ、住民の合意のもとに、一定のルールに基づき地域で適正に管理し共生していくという考え方です。具体的には、不妊去勢手術を行いこれ以上増えないようにしたうえで、適切に餌を与え、食べ残しや糞の掃除をして管理していくというものですが、そのためには、市町村や自治会、ボランティアの方々、地域住民等の理解、協力、参加が最も重要かつ必要となります。

現在、保健所等や市町村にはねこに関係する様々な苦情が寄せられていますが、なかでも捨てねこ、糞尿・悪臭などが多くなっています。飼い主のいないねこは、不適切な飼養管理や遺棄に端を発しており、また、餌やり等の無責任な行動がその問題を助長しています。

飼い主のいないねこ問題の解決には、なによりねこの飼い主が責任ある飼い方をすることが大切です。そのうえで、今いる飼い主のいないねこをどうするかを考えていかなければなりません。飼い主のいないねこを単に排除するのではなく、ねこも命あるものだという考え方にに基づき、地域住民の合意のもとに、地域で飼い主のいないねこを適正管理し共生していくやさしい地域の形成を支援していくことが必要です。

【施策の方向性】

県はモデル地区を設定し、飼い主のいないねこに対する地区住民の取組みを支援することについて市町村と連携して検討するとともに、飼い主のいないねこの愛護と管理の両立を目指したガイドラインを作成することなどを検討します。

市町村は保健所等、関係機関と連携して、ガイドライン等を参考に飼い主のいないねこ対策に取り組みます。

【現状と課題】

阪神大震災や三宅島及び有珠山の噴火等過去の災害の教訓から、災害等発生時には、人と生活を共にしている動物も多大な被害を受けることが明らかであり、本県においても被災時の住民の安全確保とともに動物救援について対策を講じる必要があります。

災害の規模が大きい場合は、被災地域の自治体が単独で対応することは困難であり、保健所等、周辺市町村、県獣医師会、動物愛護団体及び多くのボランティアの協力が不可欠です。

【施策の方向性】

1 動物救援活動マニュアルの整備

保健所等、市町村、県獣医師会、動物愛護団体及びボランティア等の役割分担・連携について、また、被災動物の保護・収容施設の設置、餌、動物用医薬品等物資の確保等の行動を明確に示した動物救援活動マニュアルを早急に整備します。

2 災害発生に備えた体制整備

災害発生時に被害を最小限に抑えるには平常時からの備えが欠かせません。保健所等は所有者明示措置の徹底、見ず知らずの被災者・被災動物と接することを想定したしつけなど飼い主が普段から備えておくべきこと、緊急時にとるべき対応等について普及啓発を図ります。

また、特定動物の飼い主や動物取扱業者に対し、施設設備の保守点検の徹底と非常の際の動物の飼養管理や移動手段、移送先の確保などについて指導します。

《施策 16》 人獣共通感染症等の情報収集・発信、調査研究等の実施

【現状と課題】

人獣共通感染症が最近大きな社会的関心を呼んでいます。その背景には国際交流の活発化によって種々の病原体が国内に侵入する機会が増えていること、また、動物と過剰に接する飼い主がいるということがあります。人獣共通感染症の正しい知識を持つことが最も重要であり、また、いたずらに恐れることのないよう普及啓発が必要です。

人獣共通感染症発生時には、速やかにまん延防止措置をとる必要があります。このため、平常時から疾病の発生状況や病原体の保有状況など疫学情報を把握し、監視の目を怠らないことが重要です。

【施策の方向性】

- 1 保健所等は、県民が人獣共通感染症から健康を守ることができるように、人獣共通感染症の正しい知識や動物との適切な関わり方等について、積極的に情報発信を行います。
- 2 保健所等は、獣医師会等と連携し、疾病の監視体制を構築していきます。
- 3 動物の病原体保有状況や調査研究により得られた情報を分析し、ホームページ等を利用し、県民に広く情報提供します。

付 録

山形県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱

1 設置

「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月法律第105号）」第5条第1項の規定に基づき公表された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年10月31日付け環境省告示第140号）」に即して同法第6条の規定に基づく計画を策定するため、山形県動物愛護管理推進計画検討会（以下「検討会」という。）を置く。

2 組織

検討会の委員は、別紙のとおりとする。

3 委員長

- (1) 委員のうち1名を委員長とし、委員長は、健康福祉部次長をもって充てる。
- (2) 委員長は、検討会に関する事務を総理する。

4 副委員長

- (1) 委員のうち1名を副委員長とし、副委員長は、(社)山形県獣医師会長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 任期

委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 庶務

検討会に関する庶務は、健康福祉部保健薬務課において処理する。

7 作業部会

- (1) 検討会の事務を円滑に進めるため具体的作業を行う作業部会を置く。
- (2) 作業部会の班員は委員長が指名した者をもって構成する。
- (3) 作業部会は検討会に検討の経過及び結果を報告する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会に関して必要な事項は、委員長が定める。

9 施行等

- (1) この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別紙

(敬称省略)

| | 職名 | 氏名 |
|------|-----------------|-------|
| 委員長 | 山形県健康福祉部次長 | 廣瀬 渉 |
| 副委員長 | (社) 山形県獣医師会長 | 佐藤ひさし |
| 委員 | 山形市健康福祉部次長兼健康課長 | 佐藤玲子 |
| 委員 | 山形県鳥獣商組合長 | 石原 学 |
| 委員 | 山形動物愛護を考える会代表 | 高橋真弓 |
| 委員 | 山形県教育庁義務教育課長 | 鈴木弘康 |
| 委員 | 山形県村山保健所長 | 山口一郎 |

付 録

動物愛護管理推進計画 関係機関一覧

| | 関係機関 | 電話番号等 |
|--|---------------------|----------------------|
| 関係団体 | (社) 山形県獣医師会 | 023-645-5223 |
| | 山形県鳥獣商組合 | 023-622-4079 |
| | 山形動物愛護を考える会 | 南陽市宮内郵便局 私書箱 11 号 |
| 市町村 (狂犬病 予防担当 課又は動 物愛護行 政担当課) 村山地域 | 山形市健康福祉部健康課管理係 | 023-641-1212 内 368 |
| | 寒河江市健康福祉課健康推進係 | 0237-83-3200 |
| | 上山市市民生活課環境衛生グループ | 023-672-1111 内 117 |
| | 村山市保健課 | 023-655-2111 |
| | 天童市市民部生活環境課 | 023-654-1111 内 274 |
| | 東根市市民生活部生活環境課生活環境係 | 0237-42-1111 内 2174 |
| | 尾花沢市環境整備課環境保全係 | 0237-22-1111 内 264 |
| | 山辺町保健福祉課保健福祉センター | 023-667-1177 |
| | 中山町住民税務課住民グループ | 023-662-2113 |
| | 河北町環境防災課生活環境係 | 0237-73-2116 |
| | 西川町町民税務課生活環境係 | 0237-74-4404 |
| | 朝日町税務町民課生活環境係 | 0237-67-2119 |
| | 大江町税務町民課生活環境係 | 0237-62-2113 |
| | 大石田町保健福祉課保健衛生係 | 0237-35-2111 内 135 |
| 最上地域 | 新庄市環境課環境保全室 | 0233-22-2111 内 433 |
| | 金山町健康福祉課健康係 | 0233-52-2111 内 266 |
| | 最上町町民税務課環境係 | 0233-43-2111 |
| | 舟形町町民課健康班 | 0233-32-2111 |
| | 真室川町町民課環境担当 | 0233-62-2111 内 235 |
| | 大蔵村住民福祉課健康衛生係 | 0233-75-2111 内 271 |
| | 鮭川村住民税務課住民生活係 | 0233-55-2111 内 121 |
| | 戸沢村住民税務課生活係 | 0233-72-2111 内 114 |
| 置賜地域 | 米沢市市民環境部環境生活課環境保護担当 | 0238-22-5111 内 3309 |
| | 長井市市民課生活環境係 | 0238-84-2111 内 541 |
| | 南陽市市民課環境係 | 0238-40-3211 内 258 |
| | 高島町住民生活課エコタウン推進室 | 0238-52-1596 |
| | 川西町住民生活課環境企画室 | 0238-42-2111 |

| | | |
|------|--------------------|--------------------|
| | 小国町町民課 | 0238-62-2260 内 235 |
| | 白鷹町町民税務課くらし・環境推進係 | 0238-85-6131 |
| | 飯豊町住民税務課生活環境室 | 0238-72-2111 内 132 |
| 庄内地域 | 鶴岡市健康福祉部健康課 | 0235-25-2111 内 169 |
| | 酒田市市民生活部環境衛生課環境保全係 | 0234-31-0933 |
| | 三川町建設環境課環境整備係 | 0235-66-3111 |
| | 庄内町環境課環境係 | 0234-56-2909 |
| | 遊佐町地域生活課生活環境係 | 0234-72-5881 |
| 山形県 | 教育庁義務教育課 | 023-630-3054 |
| | 健康福祉部保健業務課生活衛生担当 | 023-630-2329 |
| | 村山保健所生活衛生課乳肉衛生管理担当 | 023-627-1187 |
| | 最上保健所生活衛生室生活衛生担当 | 0233-29-1262 |
| | 置賜保健所生活衛生課乳肉衛生管理担当 | 0238-22-3750 |
| | 庄内保健所生活衛生課乳肉衛生管理担当 | 0235-66-5662 |